

社会福祉法人和歌山県福祉事業団
定 款

社会福祉法人和歌山県福祉事業団定款

認 可	昭和40年	8月30日											
一部変更	昭和41年	3月31日	一部変更	昭和41年10月25日	一部変更	昭和45年12月25日							
一部変更	昭和48年	8月24日	一部変更	昭和54年	3月10日	一部変更	昭和57年	7月	6日				
一部変更	昭和58年	4月13日	一部変更	昭和61年	3月31日	一部変更	昭和62年	7月10日					
一部変更	昭和63年	4月26日	一部変更	平成	3年	4月	1日	一部変更	平成	3年	7月22日		
一部変更	平成	4年	8月12日	一部変更	平成	6年	4月	5日	一部変更	平成	6年	6月	1日
一部変更	平成	9年	4月	7日	一部変更	平成	9年	6月	2日	一部変更	平成10年	4月	8日
一部変更	平成11年	2月10日	一部変更	平成11年	4月	1日	一部変更	平成12年	5月	9日			
一部変更	平成12年	5月31日	一部変更	平成13年	6月	4日	一部変更	平成14年	4月	8日			
一部変更	平成14年	6月13日	一部変更	平成15年	4月	1日	一部変更	平成15年	9月	9日			
一部変更	平成16年	6月21日	一部変更	平成16年12月28日		一部変更	平成17年	4月27日					
一部変更	平成17年	6月21日	一部変更	平成17年	8月26日	一部変更	平成18年	3月	9日				
一部変更	平成18年	4月20日	一部変更	平成18年	7月20日	一部変更	平成19年	5月21日					
一部変更	平成20年	3月24日	一部変更	平成21年	3月26日	一部変更	平成22年	1月18日					
一部変更	平成22年	9月10日	一部変更	平成23年	2月23日	一部変更	平成23年	5月17日					
一部変更	平成24年	3月	6日	一部変更	平成24年	5月24日	一部変更	平成24年	9月27日				
一部変更	平成25年	2月26日	一部変更	平成25年	5月16日	一部変更	平成26年	2月27日					
一部変更	平成26年	5月28日	一部変更	平成26年	9月25日	一部変更	平成27年	2月26日					
一部変更	平成27年	5月15日	一部変更	平成27年	9月18日	一部変更	平成28年	2月25日					
一部変更	平成28年10月27日		一部変更	平成29年	3月	2日	一部変更	平成29年	6月26日				
一部変更	平成30年	2月26日	一部変更	平成30年	6月25日	一部変更	平成31年	2月28日					
一部変更	令和	元年	6月24日	一部変更	令和	2年	3月	2日	一部変更	令和	2年	8月	4日
一部変更	令和	3年	2月26日	一部変更	令和	3年	6月25日	一部変更	令和	4年	3月14日		
一部変更	令和	4年	6月27日	一部変更	令和	5年	6月27日						

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、和歌山県における社会福祉事業の推進を図り、福祉の向上と増進に寄与するため、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- (ア) 障害児入所施設の経営
- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ウ) 児童養護施設の経営
- (エ) 養護老人ホームの経営
- (オ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第2種社会福祉事業

- (ア) 障害児通所支援事業の経営
- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ウ) 移動支援事業の経営
- (エ) 一般相談支援事業の経営
- (オ) 特定相談支援事業の経営
- (カ) 障害児相談支援事業の経営
- (キ) 地域活動支援センターの経営

- (ク) 老人居宅介護等事業の経営
- (ケ) 子育て短期支援事業の経営
- (コ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (サ) 老人デイサービス事業の経営
- (シ) 老人短期入所事業の経営

(名 称)

第 2 条 この社会福祉法人は、社会福祉法人和歌山県福祉事業団（以下「事業団」という。）という。

(経営の原則等)

第 3 条 事業団は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 事業団は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 事業団の主たる事務所を和歌山県西牟婁郡上富田町岩田 2 4 5 6 番地の 1 に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 事業団に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 事業団に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名が出席し、かつ、外部委員の 1 名が賛成することを要する。

6 前項の規定にかかわらず、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員選任・解任委員会の決議があったものとみなす。

(評議員の資格)

第 7 条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、事業団の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定する者をいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

（評議員の任期）

第 8 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 9 条 評議員に対して、各年度の総額が 400,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

（構成）

第 10 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 11 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支決算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 12 条 評議員会は、定時評議員会として毎年 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれには記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第17条 事業団には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。

4 前項の常務理事をもって、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

5 事業団に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第18条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、事業団の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊な関係のある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、事業団の監事には、事業団の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、事業団の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、事業団を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、事業団の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、事業団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第22条 会計監査人は、法令で定めるところにより、事業団の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任

により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第26条 事業団に職員を置く。

- 2 事業団の設置経営する事業所の長他の重要な職員（以下「事業所長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 事業所長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 事業団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会に議長を置く。

2 議長は、その都度理事の互選で定める。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 福祉サービス評価委員会

(福祉サービス評価委員会の設置)

第33条 事業団に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条に規定されている福祉サービスの質の評価を行なうための組織として社会福祉法人和歌山県福祉事業団福祉サービス評価委員会（以下「福祉サービス評価委員会」という。）を置く。

(その他)

第34条 福祉サービス評価委員会については、定款に定めるほか、別に定める「要綱」によるものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第35条 事業団の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

所在、地番、用途又は地目、地積については、別表第1のとおりとする。

(2) 建物

所在、家屋番号、主たる建物又は附属建物の別、構造及び用途、床面積については、別表第2のとおりとする。

- (3) 基本財産特定預金 金 1,000,000円
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第43条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第36条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、和歌山県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、和歌山県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第37条 事業団の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 事業団の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、**理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会**の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事業所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 事業団の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第40条 事業団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(会計処理の基準)

第41条 事業団の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める会計規則により処理する。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第43条 事業団は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害者就業・生活支援センター事業
- (2) 訪問看護事業
- (3) 和歌山県地域生活定着促進事業
- (4) 在宅リハビリテーション推進強化事業
- (5) 里親養育包括支援（フォスタリング）事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第9章 解散

(解散)

第44条 事業団は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員

会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、和歌山県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞無くその旨を和歌山県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第47条 事業団の公告は、社会福祉法人和歌山県福祉事業団の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則 1

事業団の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、事業団の成立後遅滞なく、この定款にもとづき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	小 野 真 次
理 事	町 田 義 友
〃	笹 野 勇
〃	妙 中 正 一
〃	樋 口 徹
〃	山 口 孫 一
〃	山 崎 節 雄
〃	田 端 広 次
〃	浦 木 清十郎
常 務 理 事	中 尾 定 義
監 事	藤 範 晃 誠
監 事	山 本 萬 米

2. この定款は、昭和40年8月30日から施行する。

附 則
この定款は、昭和41年 3月31日から施行する。

附 則
この定款は、昭和41年10月25日から施行する。

附 則
この定款は、昭和45年12月25日から施行する。

附 則
この定款は、昭和48年 8月24日から施行する。

附 則
この定款は、昭和54年 3月10日から施行する。

附 則
この定款は、昭和57年 7月 6日から施行する。

附 則
この定款は、昭和58年 4月13日から施行する。

附 則
この定款は、昭和61年 3月31日から施行する。

附 則
この定款は、昭和62年 7月10日から施行する。

附 則
この定款は、昭和63年 4月26日から施行する。

附 則
この定款は、平成 3年 4月 1日から施行する。

附 則
この定款は、平成 3年 7月22日から施行する。

附 則
この定款は、平成 4年 8月12日から施行する。

附 則
この定款は、平成 6年 4月 5日から施行する。

附 則
この定款は、平成 6年 6月 1日から施行する。

附 則
この定款は、平成 9年 4月 7日から施行する。

附 則
この定款は、平成 9年 6月 2日から施行する。

附 則
(役員任期の特例)

1. 事業団理事、監事全員の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず平成11年5月に開催される平成10年度決算の認定理事会終結までとする。

(施行期日)

2. この定款は、平成10年 4月 8日から施行する。

附 則
この定款は、平成11年 2月10日から施行する。

附 則
この定款は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成11年10月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年 5月 9日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年 5月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成13年 6月 4日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年 4月 8日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年 6月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年 9月 9日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年 6月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この定款は、平成16年12月28日から施行する。

(評議員任期の特例)

2. 定款の変更に伴い選任された評議員の任期は定款第19条第1項の規程にかかわらず、平成17年5月17日までとする。

附 則

この定款は、平成17年 4月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年 6月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年 8月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年 3月 9日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年 4月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年 7月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年 3月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年 5月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年 3月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年 4月 1日から施行する。ただし、定款第1条(2)第2種

社会福祉事業（カ）老人居宅介護等事業の経営については、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年 1月18日から施行する。

ただし、第1条（1）第1種社会福祉事業の（エ）児童養護施設の経営、第21条第2項（1）土地のひまわり寮に関する事項、及び同項（2）建物のひまわり寮に関する事項については、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年11月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年 3月17日から施行する。

ただし、第1条（1）第1種社会福祉事業の（オ）養護老人ホームの経営については、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年 5月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年 3月 6日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第21条第2項第2号別表第2のうち⑭から⑳までを適用する規定・・・・・・・・・・・・・・・・平成23年4月1日
- (2) 第24条を変更する規定・・・・・・・・・・・・・・・・平成24年4月1日

附 則

この定款は、平成24年 6月18日から施行する。

ただし、第1条（1）第1種社会福祉事業の（ア）障害児入所施設の経営、（2）第2種社会福祉事業の（ア）障害児通所支援事業の経営、（オ）一般相談支援事業の経営、（カ）特定相談支援事業の経営、（キ）障害児相談支援事業の経営については、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、平成24年10月 9日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年 3月12日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年 6月 7日から施行する。ただし、第1条（2）第2種社会福祉事業（シ）小規模多機能型居宅介護事業の経営については、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年 3月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年 6月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年 9月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年 3月19日から施行する。

ただし、第21条第2項第1号別表第1のうち④及び⑦については、平成27年5月1

日から適用する。

附 則

この定款は、平成27年 5月28日から施行する。

ただし、第1条第2号（イ）については、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、平成27年 9月18日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年 7月26日から施行する。

ただし、第32条及び第33条の削除の改正については平成28年4月1日から、第1条の（1）第1種社会福祉事業の（オ）特別養護老人ホームの経営並びに同条の（2）第2種社会福祉事業の（ス）老人デイサービス事業の経営及び（セ）老人短期入所事業の経営の改正については、平成28年11月1日から適用する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、変更後の第1条、第6条、第33条、第41条、別表第1及び別表第2の規定については、平成28年12月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年5月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年6月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年3月16日から施行する。ただし、第11条については、平成30年2月26日から適用する。

附 則

この定款は、平成30年6月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年2月28日から施行する。

附 則

この定款は、令和 元年7月24日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2年3月18日から施行する。

附 則

この定款は、令和 2年8月21日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3年3月12日から施行する。ただし、第6条第6項については、令和2年6月9日から適用する。

附 則

この定款は、令和 3年7月12日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4年3月30日から施行する。

附 則

この定款は、令和 4年7月14日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5年8月 2日から施行する。

「別表第1（第35条関係）」

(1) 土地

番号	所在及び地番	用途又は地目	地積
1	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田字大坊 1776番1	障害児入所施設 南紀医療福祉センター敷地	9771.79 m ²
	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田字大坊 1788番	障害児入所施設 南紀医療福祉センター敷地	5662.95 m ²
2	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田字上殿 2488番3	障害児入所施設 南紀医療福祉センター敷地	357.96 m ²
3	和歌山県御坊市湯川町富安字西原 1688番1	障害福祉サービス事業所 夕日ヶ丘モレリー敷地	1090.90 m ²
4	和歌山県和歌山市布施屋字出来免 611番1	障害福祉サービス事業所 ほしやホーム敷地	770.81 m ²
5	和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川字大谷 1061番50	障害福祉サービス事業所 なぎさの家敷地	398.60 m ²
6	和歌山県和歌山市梶取字沢ノ前 20番1	障害福祉サービス事業所 生活介護事業所あい 及び障害児通所支援事業所 児童デイサービスあい敷地	1175.42 m ²
7	和歌山県新宮市野田 6682番39	相談支援事業所 東牟婁圏域障害者就業・生活 支援センターあーち敷地	247.66 m ²
8	和歌山県新宮市三輪崎字永田 1151番1	障害福祉サービス事業所 多機能型事業所えん敷地	1058 m ²
	和歌山県新宮市三輪崎字永田 1152番13	障害福祉サービス事業所 多機能型事業所えん敷地	807.23 m ²
	和歌山県新宮市木ノ川字八反田 84番1	障害福祉サービス事業所 多機能型事業所えん敷地	1002.73 m ²
9	和歌山県橋本市高野口町名倉字城跡 1017番1	障害児通所支援事業所 児童デイサービスこまどり敷地	549.48 m ²
10	和歌山県田辺市上三栖字畑中 61番1	障害福祉サービス事業所 みすホーム敷地	875.63 m ²
11	和歌山県田辺市城山台 5番5	児童養護施設 ひまわり寮敷地	1766.81 m ²
12	和歌山県田辺市城山台 10番2	地域小規模児童養護施設 ホームさんふらわあ敷地	327.83 m ²
13	和歌山県御坊市菌字荒毛 265番3	障害福祉サービス事業所 なでしこホーム敷地	1222.45 m ²
14	和歌山県西牟婁郡上富田町下鮎川字加茂 437番1	障害福祉サービス事業所 ファミリーホーム敷地	199.06 m ²
15	和歌山県橋本市小峰台二丁目 10番2	障害福祉サービス事業所 多機能型事業所ばる敷地	3082.01 m ²
16	和歌山県海南市名高字赤倉 445番2	地域活動支援センターびあ敷地	526.63 m ²
17	和歌山県新宮市新宮字南谷 3444番3	障害福祉サービス事業所 はまかぜの家敷地	814.64 m ²

番号	所在及び地番	用途又は地目	地積
18	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字荒堀 3479番1	障害福祉サービス事業所 クローバー敷地	1847.16㎡
19	和歌山県和歌山市吹上一丁目 1番37	和歌山県地域生活定着支援センター ま〜る、障害福祉サービス事業所まさ ごホーム、アートギャラリーは〜とぎ やらりー敷地	280.56㎡
20	和歌山県和歌山市森小手穂字南沖田 2番1	障害福祉サービス事業所生活介護事 業所あい・らんど及び障害児通所支援 事業所児童デイサービスあい・らんど 敷地	2918.30㎡
21	和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 1060番45	障害福祉サービス事業所 しおさいの家敷地	220.86㎡
22	和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 1060番218	障害福祉サービス事業所 第2しおさいの家敷地	287.47㎡
23	和歌山県新宮市千穂三丁目 900番5	障害福祉サービス事業所 ゆうなぎの家敷地	380.14㎡
24	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字丹田台 326番5	障害福祉サービス事業所 ほたるホーム敷地	423.47㎡
25	和歌山県紀の川市粉河字中川 681番4	障害児通所支援事業所 児童デイサービスきりり敷地	1049.17㎡
26	和歌山県田辺市龍神村宮代字小菌 157番1	小規模多機能型居宅介護事業所 きずな館敷地	2670㎡
	和歌山県田辺市龍神村宮代字小菌 173番3	小規模多機能型居宅介護事業所 きずな館敷地	3257.32㎡
	和歌山県田辺市龍神村宮代字細原 1567番10	小規模多機能型居宅介護事業所 きずな館敷地	227.45㎡
27	和歌山県御坊市御坊字東中筋 104番3	障害福祉サービス事業所 多機能型事業所はな出張所敷地	1013.11㎡
	和歌山県御坊市御坊字東中筋 104番1	障害福祉サービス事業所 多機能型事業所はな出張所敷地	393.38㎡
28	和歌山県御坊市御坊字西中筋 196番	障害福祉サービス事業所 多機能型事業所はな出張所敷地	1512.46㎡
29	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田字上殿 2480番1	障害者支援施設牟婁あゆみ園、障害者 支援施設南紀あけぼの園及び障害児 入所施設南紀あけぼの園敷地	1874㎡
	和歌山県西牟婁郡上富田町岡字奈目良 1754番	障害者支援施設牟婁あゆみ園、障害者 支援施設南紀あけぼの園及び障害児 入所施設南紀あけぼの園敷地	284.29㎡
30	和歌山県有田郡有田川町大字庄字川原田 280番1	障害福祉サービス事業所 きびホーム敷地	873.71㎡
	和歌山県有田郡有田川町大字庄字川原田 280番6	障害福祉サービス事業所 きびホーム敷地	4.91㎡
31	和歌山県橋本市紀ノ光台二丁目 15番22	障害福祉サービス事業所 きのひかりホーム敷地	521.82㎡
32	和歌山県和歌山市出島字堤外新田 362番3	障害福祉サービス事業所就労B型事 業所あいショップ敷地	978.87㎡

番号	所在及び地番	用途又は地目	地積
32	和歌山県和歌山市出島字堤外松原 62番	障害福祉サービス事業所就労B型事業所あいショップ敷地	743 m ²
	和歌山県和歌山市小倉字芝中 294番29	障害福祉サービス事業所就労B型事業所あいショップ出張所敷地	333.69 m ²
33	和歌山県西牟婁郡上富田町生馬字稗田 2598番3	障害福祉サービス事業所 つばさホーム敷地	550.16 m ²
34	和歌山県東牟婁郡串本町上野山 143番1	障害福祉サービス事業所生活介護事業所ふわり及び障害児通所支援事業所児童デイサービスふわり敷地	1077.48 m ²
	和歌山県東牟婁郡串本町上野山 144番2	障害福祉サービス事業所生活介護事業所ふわり及び障害児通所支援事業所児童デイサービスふわり敷地	340 m ²
	和歌山県東牟婁郡串本町上野山 21番	障害福祉サービス事業所生活介護事業所ふわり及び障害児通所支援事業所児童デイサービスふわり敷地	373.36 m ²
35	和歌山県西牟婁郡白浜町字瓜切 2926番1100	障害福祉サービス事業所就労A型事業所ブランコート及び障害児通所支援事業所児童デイサービスぱれっと敷地	1983.18 m ²
36	和歌山県海南市重根西一丁目 6番6	障害福祉サービス事業所 多機能型事業所あかり敷地	1519.68 m ²
	和歌山県海南市重根西一丁目 6番11	障害福祉サービス事業所 多機能型事業所あかり敷地	56 m ²
	和歌山県海南市重根西一丁目 6番12	障害福祉サービス事業所 多機能型事業所あかり敷地	773 m ²
37	和歌山県紀の川市北志野字寺前 152番1	障害福祉サービス事業所 生活介護事業所きらり敷地	1292.49 m ²
	和歌山県紀の川市北志野字寺前 152番3	障害福祉サービス事業所 生活介護事業所きらり敷地	43 m ²
38	和歌山県紀の川市南志野字末戸 497番4	障害福祉サービス事業所 きのかわホーム敷地	618.94 m ²
39	和歌山県御坊市湯川町財部字墓之段 967番1	障害福祉サービス事業所 第2なかまの家敷地	317.67 m ²
40	和歌山県西牟婁郡上富田町生馬字小西 1888番	障害福祉サービス事業所 多機能型事業所ハッスル敷地	837.59 m ²
41	和歌山県西牟婁郡白浜町字大浦西谷川上 2648番3	障害福祉サービス事業所 オリーブ敷地	161.87 m ²
	和歌山県西牟婁郡白浜町字大浦西谷川上 3255番1	障害福祉サービス事業所 オリーブ敷地	137 m ²
	和歌山県西牟婁郡白浜町字大浦西谷川上 3255番6	障害福祉サービス事業所 オリーブ敷地	225 m ²
	和歌山県西牟婁郡白浜町字大浦西谷川上 3255番9	障害福祉サービス事業所 オリーブ敷地	524.93 m ²
	和歌山県西牟婁郡白浜町字大浦西谷奥 3252番26	障害福祉サービス事業所 オリーブ敷地	1.93 m ²
	和歌山県西牟婁郡白浜町字土焼東峠 2927番1731	障害福祉サービス事業所 オリーブ敷地	10.96 m ²
42	和歌山県東牟婁郡串本町西向字カジャ谷 78番1	障害者支援施設古座あさかぜ園（就労移行支援事業）敷地	687.79 m ²
	和歌山県東牟婁郡串本町西向字カジャ谷	障害者支援施設古座あさかぜ園（就労	157 m ²

番号	113 番 1 所在及び地番	移行支援事業) 敷地 用途又は地目	地積
43	和歌山県橋本市高野口町伏原字塚田 30 番 1	障害福祉サービス事業所 はしもとホーム敷地	831.19 m ²
44	和歌山県海南市木津字柳ノ本 315 番 1	特別養護老人ホーム南風園及び養護 老人ホーム白寿荘敷地	1917 m ²
	和歌山県海南市木津字柳ノ本 316 番 1	特別養護老人ホーム南風園及び養護 老人ホーム白寿荘敷地	431 m ²
	和歌山県海南市木津字柳ノ本 317 番 1	特別養護老人ホーム南風園及び養護 老人ホーム白寿荘敷地	429 m ²
	和歌山県海南市木津字柳ノ本 317 番 13	特別養護老人ホーム南風園及び養護 老人ホーム白寿荘敷地	82 m ²
	和歌山県海南市木津字柳ノ本 318 番 5	特別養護老人ホーム南風園及び養護 老人ホーム白寿荘敷地	188 m ²
	和歌山県海南市木津字柳ノ本 318 番 7	特別養護老人ホーム南風園及び養護 老人ホーム白寿荘敷地	85 m ²
	和歌山県海南市木津字柳ノ本 319 番 1	特別養護老人ホーム南風園及び養護 老人ホーム白寿荘敷地	1982 m ²
	和歌山県海南市木津字柳ノ本 320 番	特別養護老人ホーム南風園及び養護 老人ホーム白寿荘敷地	821 m ²
	和歌山県海南市木津字柳ノ本 321 番	特別養護老人ホーム南風園及び養護 老人ホーム白寿荘敷地	1760 m ²
	和歌山県海南市木津字柳ノ本 324 番 1	特別養護老人ホーム南風園及び養護 老人ホーム白寿荘敷地	507 m ²
	和歌山県海南市木津字柳ノ本 325 番 1	特別養護老人ホーム南風園及び養護 老人ホーム白寿荘敷地	1016 m ²
	和歌山県海南市木津字柳ノ本 326 番 1	特別養護老人ホーム南風園及び養護 老人ホーム白寿荘敷地	615 m ²
	和歌山県海南市木津字柳ノ本 317 番 9	特別養護老人ホーム南風園及び養護 老人ホーム白寿荘敷地	26 m ²
	和歌山県海南市木津字柳ノ本 317 番 11	特別養護老人ホーム南風園及び養護 老人ホーム白寿荘敷地	38 m ²
和歌山県海南市木津字柳ノ本 319 番 2	特別養護老人ホーム南風園及び養護 老人ホーム白寿荘敷地	98 m ²	
45	和歌山県橋本市高野口町向島字川尻 124 番	障害福祉サービス事業所生活介護事 業所からふる敷地	1940.07 m ²
46	和歌山県橋本市高野口町名古曾字住吉坪 480 番 1	障害福祉サービス事業所 みゆきつじホーム敷地	2608.51 m ²
47	和歌山県新宮市浮島 1105 番 5	障害福祉サービス事業所 うきしまの家敷地	161.41 m ²
	和歌山県新宮市浮島 1105 番 13	障害福祉サービス事業所 うきしまの家敷地	116.87 m ²
	和歌山県新宮市浮島 1117 番 20	障害福祉サービス事業所 うきしまの家敷地	343.17 m ²
48	和歌山県新宮市浮島 1117 番 30	障害福祉サービス事業所 第 2 うきしまの家敷地	308.06 m ²
合計 85 筆			81797.04 m ²

「別表第2（第35条関係）」

(2) 建物

番号	所 在	家屋番号	主たる建物 又は附属建物	構 造 及 び 用 途	床 面 積
1	和歌山県御坊市湯川町 富安字西原 1688 番地 1、1688 番地 3	1688 番 1	主	コンクリートブロック造陸屋根平家 建作業場	103.93 m ²
			符号 1	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 休憩所	14.98 m ²
2	和歌山県御坊市湯川町 富安字西原 1688 番地 1	1688 番 1 の 2	主	木造瓦葺平家建倉庫	63.36 m ²
3	和歌山県東牟婁郡串本 町鬮野川字大谷 1061 番地 50	1061 番 50	主	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建障 害福祉サービス事業所 なぎさの家建物	1 階 163.15 m ² 2 階 195.00 m ²
4	和歌山県新宮市野田 6682 番地 39	6682 番 39	主	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建相 談支援事業所東牟婁圏域障害者就業・ 生活支援センターあーち建物	1 階 126.87 m ² 2 階 142.59 m ²
5	和歌山県橋本市高野口 町名倉字城跡 1017 番 地 1	1017 番 1	主	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建障 害児通所支援事業所 児童デイサービスこまどり建物	1 階 254.37 m ² 2 階 181.17 m ²
6	和歌山県和歌山市布施 屋字出来免 611 番地 1	611 番 1	主	木造セメントかわらぶき平家建障害 福祉サービス事業所 ほしやホーム建物	180.52 m ²
7	和歌山県和歌山市布施 屋字出来免 611 番地 1	611 番 1 の 2	主	木造セメントかわらぶき平家建障害 福祉サービス事業所 第 2 ほしやホーム建物	177.62 m ²
8	和歌山県西牟婁郡上富 田町朝来字小黒水 2289 番地 9、2289 番地 1、2289 番地 5	2289 番 9	主	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根平 家建障害者支援施設 牟婁さくら園建物	2131.56 m ²
			符号 1	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 ポンプ室	11.28 m ²
9	和歌山県西牟婁郡上富 田町下鮎川字加茂 437 番地 1	437 番 1	主	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建障害 福祉サービス事業所 ファミリーホーム建物	1 階 119.89 m ² 2 階 94.90 m ²
10	和歌山県田辺市城山台 5 番地 5	5 番 5	主	鉄骨造スレートぶき 2 階建児童養護 施設ひまわり寮建物	1 階 111.50 m ² 2 階 87.00 m ²
			符号 1	鉄骨・木造スレート・合金メッキ鋼板 ぶき・陸屋根 2 階建児童養護施設 ひまわり寮建物	1 階 192.00 m ² 2 階 137.19 m ²
			符号 2	鉄骨造スレートぶき 2 階建児童養護 施設ひまわり寮建物	1 階 272.00 m ² 2 階 292.42 m ²
11	和歌山県田辺市城山台 10 番地 2	10 番 2	主	鉄骨造陸屋根 2 階建地域小規模児童 養護施設ホームさんふらわぁ建物	1 階 37.32 m ² 2 階 173.81 m ²
12	和歌山県海南市名高字 赤倉 445 番地 2	445 番 2	主	鉄骨造陸屋根 2 階建地域活動支援セ ンターぴあ建物	1 階 220.00 m ² 2 階 248.80 m ²

番号	所 在	家屋番号	主たる建物 又は附属建物	構 造 及 び 用 途	床 面 積
13	和歌山県和歌山市園部 字奥ノ垣内 381 番地 2、 380 番地 和歌山県和歌山市園部 字鳴滝山 1672 番地 16	381 番 2	主	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根 2 階建障害児入所施設 有功ヶ丘学園建物	1 階 775.39 m ² 2 階 693.17 m ²
			符号 1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建障 害児入所施設有功ヶ丘学園建物	224.75 m ²
			符号 2	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建障害 児入所施設有功ヶ丘学園建物	72.87 m ²
14	和歌山県日高郡由良町 大字吹井字古田谷 130 番地 和歌山県日高郡由良町 大字吹井字黒田 80 番 地 2 和歌山県日高郡由良町 大字吹井字焼山 949 番 地 36 和歌山県日高郡由良町 大字吹井字寺越 2 番地 1	130 番	主	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板 ぶき平家建障害者支援施設 由良あかつき園建物	4182.99 m ²
			符号 1	鉄筋コンクリート造ルーフィングぶ き平家建障害者支援施設 由良あかつき園建物	1710.65 m ²
			符号 2	鉄筋コンクリート造ステンレス鋼板 ぶき平家建障害者支援施設 由良あかつき園建物	559.32 m ²
			符号 3	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建障 害者支援施設由良あかつき園建物	700.00 m ²
			符号 4	鉄筋コンクリート造陸屋根ステンレ ス鋼板ぶき 2 階建調理場	1 階 449.88 m ² 2 階 107.90 m ²
			符号 5	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 作業所	97.70 m ²
			符号 6	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 作業所	149.20 m ²
			符号 7	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 作業所	131.60 m ²
			符号 8	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 住居用建物	42.56 m ²
			符号 9	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 住居用建物	42.56 m ²
			符号 10	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 住居用建物	42.56 m ²
			符号 12	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 物置	32.85 m ²
			符号 13	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 物置	33.11 m ²
			符号 14	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 作業所	199.00 m ²
			符号 15	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 物置	45.60 m ²
15	和歌山県日高郡由良町 大字吹井字焼山 949 番 地 2 和歌山県日高郡由良町 大字吹井字越後 919 番 地 3	949 番 2	主	鉄筋コンクリート造スレートぶき平 家建障害者支援施設 由良みのり園建物	1335.49 m ²

番号	所 在	家屋番号	主たる建物 又は附属建物	構 造 及 び 用 途	床 面 積
16	和歌山県日高郡由良町 大字吹井字焼山 919 番 地 3 和歌山県日高郡由良町 大字吹井字越後 949 番 地 2	919 番 3	主	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建障 害者支援施設由良みのり園建物	1 階 1378.31 m ² 2 階 1011.97 m ²
17	和歌山県西牟婁郡上富 田町岩田字尾崎 2456 番地 1	2456 番 1 の 1	主	鉄筋コンクリート造セメントかわら ぶき・陸屋根平家建障害児入所施設 南紀あけぼの園建物	1567.21 m ²
			符号 1	鉄筋コンクリート造陸屋根・セメント かわらぶき平家建障害者支援施設 南紀あけぼの園建物	1527.95 m ²
			符号 2	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 作業所	247.37 m ²
18	和歌山県西牟婁郡上富 田町岩田字尾崎 2456 番地 1	2456 番 1 の 2	主	鉄筋コンクリート造ルーフィングぶ き・陸屋根・コンクリート屋根平家建 障害者支援施設牟婁あゆみ園建物	2767.13 m ²
19	和歌山県西牟婁郡上富 田町岩田字大坊 1776 番地 1、1786 番地 1、 1788 番地、1803 番地 1、 1804 番地 3、1804 番地 6、1776 番地 1 先	1776 番 1 の 3	主	鉄筋コンクリート造陸屋根・かわらぶ き渡廊下付き平家建障害児入所施設 南紀医療福祉センター建物	4670.41 m ²
			符号 1	鉄筋コンクリート造かわらぶき平家 建医師住宅	91.62 m ²
			符号 2	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板 ぶき平家建車庫	55.25 m ²
20	和歌山県西牟婁郡上富 田町岩田字大坊 1776 番地 1	1776 番 1 の 2	主	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建障 害福祉サービス事業所及び障害児通 所支援事業所 多機能型事業所ふくいく建物	95.58 m ²
21	和歌山県西牟婁郡上富 田町岩田字大坊 1776 番地 1	1776 番 1 の 4	主	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建障 害児入所施設 南紀医療福祉センター建物	575.00 m ²
22	和歌山県東牟婁郡串本 町上田原字池ノ地 1237 番地、1240 番地 2、 1241 番地 和歌山県東牟婁郡串本 町上田原字池之田 1270 番地	1237 番	主	鉄筋コンクリート造スレートぶき平 家建障害者支援施設 古座あさかぜ園建物	2469.37 m ²
			符号 1	鉄筋コンクリート造スレートぶき 2 階建住居用建物	1 階 175.00 m ² 2 階 175.00 m ²
			符号 2	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 車庫	80.00 m ²
23	和歌山県東牟婁郡串本 町西向字カジャ谷 78 番地 1	78 番の 1	主	木造瓦葺 2 階建障害者支援施設古座 あさかぜ園(就労移行支援事業)建物	1 階 153.71 m ² 2 階 61.15 m ²

番号	所 在	家屋番号	主たる建物 又は附属建物	構 造 及 び 用 途	床 面 積
24	和歌山県和歌山市吹上一丁目1番地37	1番37	主	鉄筋コンクリート造陸屋根9階建和歌山県地域生活定着支援センターま〜、障害福祉サービス事業所まさごホーム、アートギャラリーは〜とぎやらりー建物	1階 127.94 m ² 2階 127.94 m ² 3階 127.94 m ² 4階 127.94 m ² 5階 127.94 m ² 6階 127.94 m ² 7階 127.94 m ² 8階 70.42 m ² 9階 10.59 m ²
25	和歌山県御坊市藪字荒毛265番地3	265番3	主	木造セメントかわらぶき平家建障害福祉サービス事業所 なでしこホーム建物	254.55 m ²
26	和歌山県御坊市湯川町富安字西原1688番地1	1688番1の3	主	木造セメントかわらぶき平家建障害福祉サービス事業所 夕日ヶ丘モレリー建物	273.27 m ²
27	和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台1060番地45	1060番45	主	木造スレート葺2階建障害福祉サービス事業所しおさいの家建物	1階 75.77 m ² 2階 59.20 m ²
28	和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台1060番地218	1060番218	主	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建障害福祉サービス事業所 第2しおさいの家建物	184.67 m ²
29	和歌山県新宮市千穂三丁目900番地5	900番5	主	コンクリートブロック造陸屋根2階建障害福祉サービス事業所 ゆうなぎの家建物	1階 64.05 m ² 2階 64.05 m ²
30	和歌山県新宮市千穂三丁目900番地5	900番5の2	主	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建障害福祉サービス事業所 第2ゆうなぎの家建物	1階 119.85 m ² 2階 112.43 m ²
31	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字丹田台326番地5	326番5の1	主	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建障害福祉サービス事業所 ほたるホーム建物	58.35 m ²
32	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字丹田台326番地5	326番5の2	主	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建障害福祉サービス事業所 ほたるホーム建物	58.35 m ²
33	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字丹田台326番地5	326番5の3	主	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建障害福祉サービス事業所 ほたるホーム建物	58.35 m ²
34	和歌山県紀の川市粉河字中川681番地4	681番4	主	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建障害児通所支援事業所児童デイサービスきらり建物	1階 230.85 m ² 2階 248.13 m ²
			符号1	鉄骨造鋼板葺平家建障害児通所支援事業所児童デイサービスきらり車庫	49.14 m ²
35	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字荒堀3479番地1	3479番1の2	主	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建障害福祉サービス事業所クローバー建物	288.51 m ²
36	和歌山県田辺市上三栖字畑中61番地1	61番1の2	主	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建障害福祉サービス事業所みすホーム建物	265.22 m ²

番号	所 在	家屋番号	主たる建物 又は附属建物	構 造 及 び 用 途	床 面 積
37	和歌山県田辺市龍神村 宮代字小藪 173 番地 3	173 番 3	主	鉄筋コンクリート・木造陸屋根・スレートぶき平家建小規模多機能型居宅介護事業所きずな館建物	1117.75 m ²
			符号 1	木・鉄筋コンクリート造セメントかわらぶき平家建小規模多機能型居宅介護事業所きずな館建物	516.65 m ²
38	和歌山県和歌山市森小 手穂字南沖田 2 番地 1	2 番 1	主	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建障害福祉サービス事業所生活介護事業所あい・らんど及び障害児通所支援事業所児童デイサービスあい・らんど建物	1 階 742.87 m ² 2 階 342.48 m ²
39	和歌山県和歌山市森小 手穂字南沖田 2 番地 1	2 番 1 の 2	主	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建障害福祉サービス事業所生活介護事業所あい・らんど及び障害児通所支援事業所児童デイサービスあい・らんど建物	1 階 129.56 m ² 2 階 132.30 m ²
40	和歌山県海南市岡田宇 山崎 1233 番地 5	1233 番 5	主	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建障害福祉サービス事業所 くろえホーム建物	239.91 m ²
41	和歌山県橋本市小峰台 二丁目 10 番地 2	10 番 2	主	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建障害福祉サービス事業所 多機能型事業所ぱる建物	690.82 m ²
			符号 1	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建物置	1.17 m ²
42	和歌山県御坊市御坊字 東中筋 104 番地 3	104 番 3 の 3	主	木造瓦葺 2 階建障害福祉サービス事業所多機能型事業所はな出張所建物	1 階 357.69 m ² 2 階 138.22 m ²
			符号 1	木造かわらぶき 2 階建障害福祉サービス事業所 多機能型事業所はな出張所建物	1 階 26.58 m ² 2 階 26.58 m ²
43	和歌山県御坊市御坊字 東中筋 104 番地 3	104 番 3 の 1	主	木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建障害福祉サービス事業所 多機能型事業所はな出張所建物	1 階 27.52 m ² 2 階 11.31 m ²
44	和歌山県御坊市御坊字 東中筋 104 番地 3	104 番 3 の 2	主	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建障害福祉サービス事業所 多機能型事業所はな出張所建物	25.38 m ²
45	和歌山県御坊市御坊字 東中筋 104 番地 1	104 番 1 の 1	主	木造瓦葺 2 階建障害福祉サービス事業所多機能型事業所はな出張所建物	1 階 35.89 m ² 2 階 28.70 m ²
46	和歌山県御坊市御坊字 西中筋 196 番地	196 番	主	木造瓦葺平家建障害福祉サービス事業所多機能型事業所はな出張所建物	123.69 m ²
			符号 1	木造かわらぶき 2 階建障害福祉サービス事業所 多機能型事業所はな出張所建物	1 階 8.06 m ² 2 階 14.89 m ²
47	和歌山県有田郡有田川 町大字庄宇川原田 280 番地 1	280 番 1	主	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建障害福祉サービス事業所きびホーム建物	221.11 m ²
48	和歌山県有田郡有田川 町大字庄宇川原田 280 番地 1	280 番 1 の 2	主	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建障害福祉サービス事業所 第 2 きびホーム建物	217.70 m ²

番号	所 在	家屋番号	主たる建物 又は附属建物	構 造 及 び 用 途	床 面 積
49	和歌山県橋本市紀ノ光 台二丁目 15 番地 22	15 番 22	主	木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建障害 福祉サービス事業所 きのひかりホーム建物	1 階 127.23 m ² 2 階 128.76 m ²
50	和歌山県橋本市紀ノ光 台二丁目 15 番地 22	15 番 22 の 2	主	木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建障害 福祉サービス事業所 第 2 きのひかりホーム建物	1 階 127.23 m ² 2 階 128.76 m ²
51	和歌山県西牟婁郡上富 田町生馬字稗田 2598 番地 3	2598 番 3	主	木造スレート・セメントかわらぶき 2 階建障害福祉サービス事業所 つばさホーム建物	1 階 143.22 m ² 2 階 33.89 m ²
52	和歌山県和歌山市出島 字堤外新田 362 番地 3	362 番 3	主	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階 建障害福祉サービス事業所 就労 B 型事業所あいショップ建物	1 階 310.44 m ² 2 階 117.92 m ²
53	和歌山県和歌山市小倉 字芝中 294 番地 29	294 番 29	主	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 障害福祉サービス事業所 就労 B 型事業所あいショップ出張所 建物	69.32 m ²
			符号 1	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建障 害福祉サービス事業所 就労 B 型事業所あいショップ出張所 建物	46.25 m ²
54	和歌山県新宮市新宮字 南谷 3444 番地 3	3444 番 3	主	木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建障害 福祉サービス事業所 はまかぜの家建物	1 階 139.38 m ² 2 階 135.82 m ²
55	和歌山県新宮市新宮字 南谷 3444 番地 3	3444 番 3 の 2	主	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建障害 福祉サービス事業所 第 2 はまかぜの家建物	191.71 m ²
56	和歌山県西牟婁郡上富 田町生馬字小西 1888 番地	1888 番	主	鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 2 階 建障害福祉サービス事業所 多機能型事業所ハッスル建物	1 階 152.12 m ² 2 階 127.18 m ²
			符号 1	軽量鉄骨・鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建作業所	142.27 m ²
			符号 2	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建物 置	15.52 m ²
57	和歌山県御坊市湯川町 財部字墓之段 967 番地 1	967 番 1	主	軽量鉄骨造スレート葺 2 階建障害福 祉サービス事業所 第 2 なかまの家建物	1 階 91.55 m ² 2 階 67.46 m ²
58	和歌山県海南市木津字 剰水 233 番地 40、232 番地 3 和歌山県海南市木津字 中山 251 番地 2	233 番 40	主	鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 特別養護老人ホーム南風園建物	1 階 388.19 m ² 2 階 400.96 m ²
			符号 1	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 特別養護老人ホーム南風園建物	713.26 m ²
			符号 2	鉄筋コンクリート造ルーフィングぶ き 2 階建 特別養護老人ホーム南風園建物	1 階 73.00 m ² 2 階 193.57 m ²
			符号 3	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建物 置	13.72 m ²
			符号 4	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建物 置	9.00 m ²

番号	所 在	家屋番号	主たる建物 又は附属建物	構 造 及 び 用 途	床 面 積
59	和歌山県海南市小野田 字船橋 820 番地 1	820 番 1	主	鉄筋コンクリート造ルーフィングぶ き 2 階建養護老人ホーム白寿荘建物	1 階 879.04 m ² 2 階 629.30 m ²
			符号 1	コンクリートブロック造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建物置	4.68 m ²
			符号 2	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家 建物置	9.35 m ²
60	和歌山県西牟婁郡白浜 町字大浦西谷川上 3255 番地 9	3255 番 9 の 1	主	木造スレート葺平家建障害福祉サー ビス事業所オリーブ 2 建物	50.54 m ²
61	和歌山県西牟婁郡白浜 町字大浦西谷川上 3255 番地 9	3255 番 9 の 2	主	木造スレート葺 2 階建障害福祉サー ビス事業所オリーブ 2 建物	1 階 43.32 m ² 2 階 43.32 m ²
62	和歌山県西牟婁郡白浜 町字大浦西谷川上 3255 番地 9	3255 番 9 の 3	主	木造瓦葺 2 階建障害福祉サー ビス事業所オリーブ建物	1 階 73.49 m ² 2 階 34.71 m ²
63	和歌山県橋本市高野口 町伏原字塚田 30 番地 1	30 番 1	主	木造瓦葺 2 階建障害福祉サー ビス事業所はしもとホーム建物	1 階 136.30 m ² 2 階 58.21 m ²
64	和歌山県橋本市高野口 町伏原字塚田 30 番地 1	30 番 1 の 1	主	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建障害 福祉サービス事業所 はしもとホーム建物	1 階 53.07 m ² 2 階 85.22 m ² 3 階 85.22 m ²
65	和歌山県東牟婁郡那智 勝浦町大字天満字承仕 谷 1185 番地 1	1185 番 1 の 2	主	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建障 害福祉サービス事業所及び障害児通 所支援事業所 多機能型事業所かのん建物	1 階 243.00 m ² 2 階 203.68 m ²
66	和歌山県西牟婁郡白浜 町字瓜切 2926 番地 1100	2926 番 1100	主	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根 2 階建障害福祉サービス事業所就労 A 型事業所ブランコート及び障害児通 所支援事業所児童デイサービスぱれ っと建物	1 階 716.26 m ² 2 階 520.30 m ²
			符号 1	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建障 害福祉サービス事業所就労 A 型事業 所ブランコート及び障害児通所支援 事業所児童デイサービスぱれっとボ イラー室	36.00 m ²
67	和歌山県東牟婁郡串本 町上野山 143 番地 1	143 番 1	主	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建障 害福祉サービス事業所生活介護事業 所ふわり及び障害児通所支援事業所 児童デイサービスふわり建物	1 階 356.91 m ² 2 階 286.71 m ²

番号	所 在	家屋番号	主たる建物 又は附属建物	構 造 及 び 用 途	床 面 積
68	和歌山県和歌山市梶取 字沢ノ前 20 番地 1	20 番 1	主	鉄筋コンクリート・鉄骨・軽量鉄骨造 陸屋根・スレート葺 2 階建障害福祉サ ービス事業所生活介護事業所あい及 び障害児通所支援事業所児童デイサ ービスあい建物	1 階 271.80 m ² 2 階 317.14 m ²
			符号 1	コンクリートブロック造鉄板葺平屋 建障害福祉サービス事業所生活介護 事業所あい及び障害児通所支援事業 所児童デイサービスあい物置	8.20 m ²
69	和歌山県海南市重根西 一丁目 6 番 6	6 番 6	主	鉄骨造陸屋根 3 階建障害福祉サービ ス事業所多機能型事業所あかり建物	1 階 354.67 m ² 2 階 354.67 m ² 3 階 352.06 m ²
70	和歌山県日高郡印南町 大字西ノ地字北野 476 番地 13	476 番 13	主	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建障害 福祉サービス事業所陽だまりホーム 建物	249.99 m ²
71	和歌山県日高郡印南町 大字西ノ地字北野 476 番地 12 和歌山県日高郡印南町 大字西ノ地字東踊り越 470 番地 9	476 番 12	主	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建障 害福祉サービス事業所多機能型事業 所陽建物	394.51 m ²
72	和歌山県紀の川市北志 野字寺前 152 番地 1	152 番 1	主	鉄骨造陸屋根 2 階建障害福祉サービ ス事業所生活介護事業所きらり建物	1 階 273.85 m ² 2 階 268.25 m ²
73	和歌山県新宮市下田二 丁目 4350 番地 2	4350 番 2	主	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建障害 福祉サービス事業所多機能型事業所 わかば園建物	1 階 40.70 m ² 2 階 40.70 m ²
74	和歌山県新宮市下田二 丁目 4350 番地 2	4350 番 2 の 2	主	鉄骨造スレート葺平家建障害福祉サ ービス事業所多機能型事業所わかば 園建物	527.23 m ²
75	和歌山県新宮市下田二 丁目 4350 番地 2	4350 番 2 の 3	主	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建障害 福祉サービス事業所多機能型事業所 わかば園建物	68.73 m ²
76	和歌山県新宮市木ノ川 字八反田 84 番地 1	84 番 1	主	鉄骨造スレート葺平家建障害福祉サ ービス事業所多機能型事業所えん建 物	405.90 m ²
77	和歌山県新宮市木ノ川 字八反田 84 番地 1	84 番 1 の 2	主	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建障 害福祉サービス事業所多機能型事業 所えん建物	121.44 m ²
78	和歌山県新宮市浮島 1105 番地 5	1105 番 5	主	鉄骨造陸屋根 2 階建障害福祉サービ ス事業所うきしまの家建物	1 階 169.17 m ² 2 階 177.98 m ²